H28.12.20開催 説明会に係る質問と回答

No	サービス種別	標題	質問内容	回答
30	通所型サービ スA	看護職員 について	看護職員は通所介護及び現行相当サービスと通所型サービスAの兼務でよいか。	現行相当サービスと通所型サービスAを一体的にサービス提供する場合、通所型サービスAに勤務している時間も通所介護及び現行相当サービスの専従要件を満たしているとみなすことができます。そのため、通所介護及び現行相当サービスの看護職員が通所型サービスAの看護師として従事することは可能です。 看護職員については、提供時間帯を通じて専従する必要はありませんが、当該看護職員は提供時間帯を通じて通所型サービスA事業所と密接かつ適切な連携を図る必要があります。
31	通所型サービ スA	介護職員について	介護職員は通所介護及び現行相当サービスの職員の中から、その日の 通所型サービスAの担当という形でよいか。	現行相当サービスと通所型サービスAを一体的にサービス提供する場合,通所型サービスAに勤務している時間も通所介護及び現行相当サービスの専従要件を満たしているとみなすことができます。 そのため,通所介護及び現行相当サービスの介護職員が通所型サービスAの介護職員として従事することは可能です。つまり,通所型サービスAの介護職員については,その日の通所介護及び現行相当サービスの勤務職員から決めるのではなく、事前に定められた勤務形態に沿ってサービス提供する必要があります。
32	共通	研修につ いて	市が指定する研修はいつ実施するのか。また、期間と頻度は。	第1回目の研修は2月27日(月)を予定しています。 なお、以後おおむね3ヶ月に1度を目途に実施を予定しています。
33	通所型サービ スA	管理者及 び生活相 談員の兼 務につい て	通所介護及び現行相当サービスの管理者は生活相談員と兼務しているが、総合事業のサービスにおける管理者もそれでよいか。	現行と同様で、管理者については、管理業務に支障がない場合は、他の職務も兼ねることができます。ただし、現行相当サービスの管理者が総合事業の管理者を兼務する場合、総合事業の直接提供職員(看護師、介護職員等)を兼務することはできません。
34	通所型サービ スA	サービス 提供実施 場所につ いて	総合事業のQ&A問23に「通所介護と一体的にサービス提供をする場合」 「単位を分けて同一場所で実施」とあるが"一体的""単位を分けて"とは 具体的にどのような事を指すのか。	「単位」とは、通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)が同時に、一体的に提供されるグループをいいます。例えば、同時に一定の距離を置いた2つの場所で、基準を満たした職員を配置してサービス提供する場合については「一体的」な提供ではなく「単位を分けて」の提供となります。
35	共通	指定有効 期間につ いて	総合事業の指定有効期間について終期の記載があるが、現行相当サービス(旧介護予防通所サービス)もこの指定有効期間と考えてよいか。	お見込みのとおりです。
36	共通	指定有効 期間につ いて	みなし指定を受けている事業所は手続き不要ですが、※平成30年4月1日以降も現行相当サービスを実施する場合は、いつ頃どんな申請が必要なのか教えてください。又、途中から基準緩和サービスを利用することは出来ますか?	平成30年4月1日以降も現行相当サービスの実施を希望する場合は、平成29年度中に更新申請が必要です。更新申請の方法については、指定有効期間のおよそ2~3ヶ月前に周知する予定です。 平成29年5月以降、基準緩和通所サービスを新規に申請する事は可能です。また、既存の介護保険事業所と同一所在地で実施する場合は、新規指定に伴う事前協議は不要です。提出書類等については、H28.12.20に実施した集団指導資料6のP4~を確認してください。
37	通所型サービ スA		通所型サービスAの勤務表は通所介護(地域密着型通所介護)及び現行相当サービスの勤務表と分けて作成する必要があるか。	通所型サービスAの勤務表については、必ずしも分けて作成する必要はありませんが、一体的に勤務表を作成する場合、通所型サービスAの勤務時間が分かるよう、別段で記載するなどして勤務表の作成をお願いします。